

太枠内を記入願います

非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減申請書

年 月 日

大雪地区広域連合長 宛

申請者（非自発的失業者本人）

住 所

氏 名

電話番号

大雪地区広域連合国民健康保険条例第29条の3の規定により、下記のとおり国民健康保険料の軽減に係る申請をします。

軽減申請 する種別	国民健康保険料	
被保険者証 記号・番号	(※1)	
納付義務者 (世帯主) 氏名		
軽減に係る 申請の内容	非自発的失業に係る国民健康保険料の軽減	
	雇用保険受給資格者証の内容	
	離職（失業）年月日 ※受給資格者証の「離職年月日」を記入 年 月 日	離職理由（離職理由コード） ※受給資格者証の「離職理由」欄の コード（番号）を記入
添付書類	雇用保険受給資格者証の写し	

※1：国民健康保険の被保険者証の記号・番号を記入願います。当該申請と同時に国民健康保険の加入手続きを行う場合には記載不要です。

<注意>

- ・当該申請に係る保険料軽減制度は、失業者本人の給与所得を30%として算定するものであり、給与の額によっては保険料が減額にならない（保険料額が変わらない）場合もあります。
- ・保険料軽減の決定及び決定に係る通知は、保険料軽減後の納付通知書の送付により行います。

申請により**非自発的失業者の人は保険料が軽減**される場合があります。

・会社の倒産や会社都合により退職するなどの非自発的理由で失業した人の国民健康保険料は、失業時からその翌年度末までの間、失業者本人の前年所得の給与所得を30%として計算し負担軽減をはかります。また、高額療養費などの所得区分判定においても同様に前年所得の給与所得を30%として算定します。

保険料の軽減期間は

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までです。

例

- R2.3.31～R3.3.30 に離職した場合 ⇒ 令和2年度と令和3年度の保険料が軽減対象
- R3.3.31～R4.3.30 に離職した場合 ⇒ 令和3年度と令和4年度の保険料が軽減対象

※ただし、軽減対象期間中に社会保険等に参加した場合は、その時点までが軽減対象期間となります。

対象となるのは

以下の条件をすべて満たす場合に対象となります。

1. 失業時点で65歳未満であること
2. ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」を保持しており、その資格者証の離職理由が「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」であること
⇒受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の場合

手続き方法は

お住まいの市町村（国民健康保険加入市町村）で下記をご用意のうえ、手続きをして下さい。

1. 申請書（裏面です。太枠内をご記入願います。）
2. ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」
3. 国民健康保険被保険者証（保険証） ※この手続きと同時に国保加入手続きをする場合には不要です。

お問い合わせ・詳しくは

お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口
もしくは 大雪地区広域連合 国民健康保険対策室
電話（0166）82-3697（内線 562・563）

※この保険料軽減制度は、保険料そのものを軽減するものではなく、保険料を算定する基礎となる失業者本人の給与所得を30%として計算するものであり、給与の額によっては保険料が減額にならない（保険料が変わらない）場合もあります。

申請書は裏面です。